

新たな地域医療再生計画の概要（地域医療再生基金の積み増し）

災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等

【趣 旨】 ・地域医療再生計画策定時（平成 22 年度補正予算）以降に生じた状況の変化に対する追加の支援を行う。
・都道府県が追加で策定する新たな地域医療再生計画に基づき、必要な事業を行うものとする。

【対象地域】 ・都道府県単位

【基金充当】 ・全国 500 億円 各都道府県 15 億円以内

【計画期間】 ・平成 25 年度末まで。ただし、平成 25 年度末までに開始する事業を計画に盛り込むことができる。
（平成 25 年度末までに開始する事業において、翌年度以降継続させなければあらかじめ設定された目標が達成できないと見込まれる場合には、平成 27 年度まで事業の繰り越しが可能）

【計画内容】 ① 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」
（平成 24 年 8 月 29 日内閣府発表）への対応など津波対策に必要となる医療機関の施設整備費
⇒ 高台への移転新築整備や自家発電装置の上層階への設置等
② 医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
③ 地域医療学等の寄附講座の設置による地域における医師確保対策
④ 介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
⑤ 在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
⑥ 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
⑦ 東日本大震災等これまでの地域医療再生計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組等
* 都道府県は①から⑥の内容について必ず検討すること。

【交付条件】 ① 医師確保対策及び在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むこと。
② 将来、南海トラフの巨大地震など、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合に備え移転整備を行う場合には、高台への移転整備など安全な地点での施設整備を前提とした事業内容とすること。
③ 地域医療再生計画にかかる基金の充当額は 15 億円以内で作成すること。また、医師確保対策及び在宅医療の推進は 5 億円以内を想定している。なお、都道府県の作成する地域医療再生計画（案）の基金投入額の合計が 500 億円を超える場合には、各都道府県が作成した計画内容の優先性や必要性等を考慮し予算の範囲内で交付予定額を内示する予定である。都道府県においては、計画された基金投入額のすべてがそのまま承認されるわけではないため、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をお願いする。
④ 基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

大阪府の新たな地域医療再生計画（案）の方向

（基金を活用して取り組む医療提供体制の課題について）

【災害医療】

- ・災害拠点病院等における災害時受入能力の強化
- ・的確な情報を効率的に収集し迅速かつ適切な判断・対応につなげる仕組みの構築
- ・実効性ある連携体制の強化 等

【医師確保】

- ・大阪府の医師不足の課題（地域別、診療科別の医師の偏在）の解決に向けた、医師確保の取り組み

【在宅医療】

- ・地域の医療機関による在宅医療の連携体制構築に向けた「医療と介護の連携」体制の整備
- ・在宅医療を支える医療従事者の人材育成

※国から示された、基金活用についての趣旨・目的等を踏まえ、災害医療、医師確保、及び在宅医療の分野の課題解決に向けた計画を策定

《今後のスケジュール》

計画（案）策定の取組

●5月上旬 「大阪府医療対策協議会」開催 《計画骨子の審議》

◎5月31日 都道府県「地域医療再生計画（案）」の厚生労働省への提出期限

●6月頃 厚生労働省「有識者会議」開催 《計画（案）の審査・評価》

●7月頃 厚生労働省「交付額」内示 《評価を踏まえて決定》

●8月頃 厚生労働省「交付決定」